

2025年6月4日

控訴人準備書面(3)

控訴人

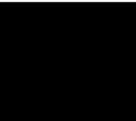


被告訴人

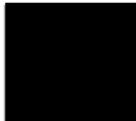
国

控訴人訴訟代理人

弁護士 近藤 博 徳



弁護士 椎名 基 晴



弁護士 仲 晃 生



弁護士 仲 尾 育 哉



東京高等裁判所民事第17部係 御中

## 目 次

第1 憲法上の人権についての追加主張 世界人権宣言と人権条約	4
1 控訴人が侵害される憲法上の人権についての追加主張	4
2 世界人権宣言や人権条約が保障する人権は憲法上の基本的人権であること	4
(1) 憲法上の基本的人権に関する、憲法制定会議における担当国務大臣の説明	4
(2) 憲法上の人権か否かは、その権利が基本的な人権と考えられ得るかで決まる	7
(3) 世界人権宣言や人権条約上の人権は憲法が保障する基本的人権である	7
3 国籍を専断的に奪われない権利の憲法による保障	8
(1) 国籍を専断的に剥奪されない権利の歴史	8
(2) 国籍を専断的に奪われない権利は憲法が保障する基本的人権である	12
(3) 保障条項	13
ア 憲法22条2項による保障：福岡高裁判決の憲法解釈の誤り	13
(ア) 憲法22条2項の沿革の確認	14
(イ) 憲法制定者意思と憲法22条2項の文理解釈	15
イ 憲法13条による保障：二風谷ダム事件札幌地裁判決の考え方	18
(4) 小括	19
4 子どもの権利条約上の諸権利とそれらの憲法による保障	20
(1) 憲法上の保障と一般的意見	20
(2) 4つの原理と法令違憲、適用違憲または合憲限定解釈	20
(3) 子どもの「国籍を保持する権利」（8条1項）	21
(4) その他の関連する諸権利	22
ア 「子どもの最善の利益」を評価され第一次的に考慮される権利(3条1項)	22
(ア) 「子どもの最善の利益」とその最終目的	22
(イ) 「子どもの最善の利益」の内容及び性質と保障条項	23

(ウ) 「子どもの最善の利益」の評価にあたっての留意事項	24
イ 自己に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明し、その意見を真剣に考慮してもらう権利(12条1項)	24
(ア) 意見表明権の絶対的保障	24
(イ) 代理人を通じた意見の聴聞	25
(ウ) 保障条項	25
(エ) 国籍法14条1項前段との関係	25
ウ 家族の法的保護、分離の防止及び一体性の保全を求める権利	26
(ア) 家族が法的保護を求める権利と保障条項(8条1項)	26
(イ) 家族の分離の防止と一体性の保全を求める権利(8条1項)	27
(ウ) 現代社会の特質と国際カップルの子どもの権利	27
エ 小括	28
5 違憲審査	28
(1) 選挙権の一時的な制約立法よりも厳しい基準	28
(2) 国連のガイドラインによる基準(最低限のものとして)	30
(3) 「子どもの最善の利益」に照らした審査	31
ア 審査の手法	31
イ 本件の具体的事実関係の各要素とその評価	32
ウ 可能性のある解決策：法解釈による「子どもの最善の利益」の実現	33
(ア) 国籍法11条1項の「自己の志望により」の限定解釈	33
(イ) 国籍法18条の「国籍の取得」の限定解釈	34
(4) 結論	35

## 言記

### 第1 憲法上の人権についての追加主張 世界人権宣言と人権条約

#### 1 控訴人が侵害される憲法上の人権についての追加主張

控訴人代理人は、福岡高等裁判所令和6年10月10日判決（乙10）以降に入手した文献（甲64、清水伸『逐条日本国憲法審議録（2）』増訂版）の分析を通して、控訴人が国籍法11条1項によって侵害される憲法上の基本的人権に、①専断的に国籍を剥奪されない権利、②「子どもの最善の利益」を評価され第一次的に考慮してもらう権利、③自己に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明し、表明した意見が真剣に考慮されることを求める権利、④家族の法的保護、分離の防止及び一体性の保全を求める権利、が含まれることが確認できたので、以下の通り主張を追加する。

#### 2 世界人権宣言や人権条約が保障する人権は憲法上の基本的人権であること

##### (1) 憲法上の基本的人権に関する、憲法制定会議における担当国務大臣の説明

憲法11条はすべての基本的人権を包括的に保障し、その保障を現在及び将来の全国民に及ぼすことを確認し宣言した規定である（甲64・248～249頁、253頁、甲65の4・2頁以下）。このように解すべき理由を明快に示すものとして、日本国憲法制定に向けた帝国議会貴族院において金森徳次郎国務大臣が同条の趣旨を説明した発言の一部を紹介しておく。いずれも甲64号証からの引用で、下線及び傍点は控訴人代理人が付したものである。

甲64・246～247頁

憲法以前の基本的人権を憲法で保障する意味

佐々木惣一（無所属一貴委九・一六） この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として」とありまして、「現在及び将来の国民に与えられる」と云う。ちょっと誤解を避ける爲に申し上げたいのです。私はこの文句を非難して居るのでも何でもないのでありますが、少し分りにくい文句であるかと思ひますが、意味を明かにする爲に御伺ひ致します。この憲法が今申しました基本的人権にして、この憲法が国民に保障して居るものと、保障して居ないものと

の二種ある、と云う立場になるんですか、どうでありますか。これは国民にこの憲法が保障する基本的人権は、侵すことが出来ない永久の権利であるとする、その権利は法的意味に入っているのですか、或は法前の権利ですか。

国務大臣 金森徳次郎 この規定はちょっと見ますと、生れながらにして持つて居る基本的人権を、保障したり与えたりすると云うことは何だかをかしいと云う、斯う云う感じがしないこともありませぬ。併しこの規定を設けました考え方、基本的人権と云うものは、この憲法以前に考えらるべきものであると云うことは、確かでありますけれども、それは自然的なる考え方でありまして、国法体系の中に入れられたものにはまだなっていない。そこで自然的なるものを国法体系の中に編み込んで、法律現象として扱いまするので、茲に保障するとか与うるとか云う観念が出て来ると思うのであります。その点に差がありまして、法律と云うものはどうしたって人為的のものでありますから、基本的なものを第一には把握致しまするけれども、それを憲法は一遍法律の世界に入れますればこの保障したる権利は、斯く斯くのものとして与えられると云うことに相成ると思ひます。

佐々木惣一 そうすると妙な言葉のようですけれども、この基本的人権は別に法の枠に入れないで、法外に於て存在して居るものと、そう云う基本的人権と考えて宜いでしょうか。或は基本的人権と云うものは、総てこの憲法が法的のものとしてしまったと云う風に考へるのでありましようか。

国務大臣 金森徳次郎 根本の考えに於きましては、全部をこの憲法が包容して居ると云う考え方でありまして、併し、ただ実際それでは世間に於きましては不明瞭でありますから、後で具体化させて居る。第十一条はその総論でございます。

#### 甲 64・248～249 頁

国務大臣 金森徳次郎 原案第十条(憲一条)の基本的人権の規定は、この憲法の中で幾らか特殊性を帯びた味を持つて居りまして、本当を言えば「プレアンブル」の中にあつて然るべき性質のものだろつと思ひます。前文の中にこれに該当するものがありますれば、ここになくても宜いと云うことにならつと思ひますけれども、ここに置きました理由は、ちょっと見ますと、丸でこの憲法の方針を闡明するような規定でありまして、態々書かなくても宜いように見えますがこの憲法が生れて来まする道行きが、色々御意見としてはありましようけれども、過

去の日本のやり方は、国民の自由と云うものを殆ど有名無実にしてしまったと云う所に大きな反省を加へまして、今度はもう何が何でも国民の自由が没却されると云うような風であつてはならぬと云うことを強めて言いまする爲に、この規定を置いたと云う風に御説明を申し上げたいと思つて居ります。

然らば唯法律的な意味合が全然ないかと言いますると、これは今朝程佐々木委員に対して御答を致しましたが、初に「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。」と斯う書き出しましたのは、矢張りこの法律的な意義を持たせて居る積りであります、諸外国の憲法を見ますると、これに該当するような所に相当の条文はありますけれども、それが例示的であるか、制限的であるかと云う言葉がありまして、日本の在来の憲法はあそこに並べたものだけが保障せられて居るのであります。その裏に格別保障されたものがないと云う解釈が割合に有力だつたと思つて居ります。今度の建前ではそうではありませぬ。基本的人権と考えられ得るものは、それは実体が何であらうとこの憲法では保障するのだ、詰りそれは法律的なものとして保障するのだ、斯う云う原理をはっきり出して居ります。詰り解釈上並べたものだけを保障して居るのだ、と云う扱い方をここで成立の余地なからしめると云う所に意味がありまして、その意味から言えば、明かに法律的な意味を持つて居ると考えて居ります。

#### 甲 64・249 頁

国務大臣 金森徳次郎 これ（原案第十条（憲一一條））は別にこれがなければ不都合と云う訳ではございませぬが、結局曩に申上げましたように、この趣旨を明かにすると云うのであります。所謂「永久の権利」と云う言葉が響いて居りまして、これは永久の権利である、将来斯様に与えられるのであると云う、仰せになりました啓蒙的意義の宣言と、私は御了承を願いたいと思ひます。

#### 甲 64・250 頁

国務大臣 金森徳次郎 原案第十条（憲一一條）の基本的人権と云うものは、これはこの憲法よりも前に成立つ考え方でありまして、広いものと思つて居ります。その広い基本的人権と云うものの享有を妨げられないと云うのがこの憲法の根本原則であります。併しその広いものは具体的に採上げなければ能く分りませぬ。そこで以下の条文に於きまして具体的にはっきり採上げて居る。斯う云うのであ

りますから、何と申しますか根本は広いものであります。ただ羅列して居るのはその重要な一部分に過ぎない。斯う云う風に御了解を願いたいと思います。

甲64・252頁

国務大臣 金森徳次郎 御質疑の重点がどこにあるかどうかと云うことをまだ能く呑み込めませぬが、具体的の権は基本的人権にあるかどうかと云うことは、今日私としては御答え申上げるだけの心の用意を持って居りませぬ。大体基本的人権と云うものはここに掲げたものよりも広がるべきものとは思って居りまするけれども、併し、何が基本的人権であるかと云うことを限定致しますることは、今日容易に出来兼ねるのであります。それは学問の範囲に於て、及び政治の實際に於て将来実証出来るものと思つて居ります。でありますから、今日の所では私はその点に於て十分なる知識がないと御答えをする外はないと存じて居ります。

甲64・253頁

国務大臣 金森徳次郎 私に左様に御説明を申上げたことはございませぬ。私の御答えはその反対です。詰り第十条(憲法第一条)の初めに「すべての基本的人権の享有を妨げられない」とこの憲法は書いて居ります。そうすれば総ての基本的人権の享有を妨げられないと云うことが、この憲法の保障する範囲であろうと思うのです。で、その十条後段にありまするものは、総ての基本的人権に関するものと御説明を申上げて居った訳でございます。

(2) 憲法上の人権か否かは、その権利が基本的人権と考えられ得るかで決まる

金森国務大臣が繰り返し説明しているとおりに、憲法が基本的人権として保障する範囲に含まれるか否かは、その権利について憲法に明文規定があるかによってではなく、その権利が基本的人権であると考えられるか否か、で決まる。

(3) 世界人権宣言や人権条約上の人権は憲法が保障する基本的人権である

国際連合憲章や世界人権宣言及び人権条約上の権利は、「平等かつ奪い得ない権利」すなわち「基本的人権と考えられ得るもの」であるから世界人権宣言前文第1段落「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」、自由権規約

前文第1段落「国際連合憲章において宣明された原則によれば、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等のかつ奪い得ない権利を認めることが世界における自由、正義及び平和の基礎をなすものである」、子ども権利条約前文第1～第3段落「国際連合憲章において宣明された原則によれば、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等のかつ奪い得ない権利を認めることが世界における自由、正義及び平和の基礎を成すものであることを考慮し、国際連合加盟国の国民が、国際連合憲章において、基本的人権並びに人間の尊厳及び価値に関する信念を改めて確認し、かつ、一層大きな自由の中で社会的進歩及び生活水準の向上を促進することを決意したことに留意し、国際連合が、世界人権宣言及び人権に関する国際規約において、すべての人は人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしに同宣言及び同規約に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明し及び合意したことを認め」等を参照)、“実体が何であらうとこの憲法では保障”される(甲64・248～249頁)。

すなわち、国際連合憲章や世界人権宣言及び人権条約上の権利は、いずれも金森国務大臣がいうところの「総ての基本的人権」に含まれるものとして「政治の實際に於て将来実証出来」たものであり(甲64・252頁。世界人権宣言は日本国憲法施行後の1948年12月10日に第3回国際連合で採択され、すべての人に基本的人権を保障するという同宣言の目的を実現するために人権条約は生まれてきた。)、憲法が保障する基本的人権に当然に含まれる。

### 3 国籍を専断的に奪われない権利の憲法による保障

#### (1) 国籍を専断的に剥奪されない権利の歴史

米国の1868年7月27日の法律1条は「国籍離脱の自由は、すべての人の生まれながらの権利であって、生命・自由・幸福追求の権利に不可欠なものである」と定めた。その際に議会の協議した国籍喪失の唯一の方法は、国民が自らの意思で離脱ないし放棄した場合に限定されうるという点にあった(甲51・61～62頁)。すなわち、人権としての「国籍を離脱しない自由」「国籍離脱を強制されない自由」が認識されはじめたのは、遅くとも160年近く前の話である。

1914年から1919年の間に、「國籍法の權威たる Zeballos 教授」は、「國

籍に関する十大原則を列挙するに當り、国籍は信義誠實に従て規律せらる可き任意的な法律的紐帯であること（第一原則）・各人は自由なる国籍變更權を有すること（第四原則）・國家は自由なる變更を禁じ得ざること（第五原則）・國家は何人にも其の意に反して国籍變更を強制し得ないこと（第六原則）・國家は其の領土内居住者に對し其の意に反して国籍を強制的に附與し得ないこと（第八原則）、と言ふ諸原則を強調している。」（甲13・3～4頁（文中の註記略。下線は原告代理人による。以下同様。）、甲66・76頁）。「国籍法の權威たる Zeballos 教授」が強調する「国籍に関する十大原則」のうち第五原則は、国籍離脱の自由の保障を、第六原則は、国籍を離脱させられない自由の保障を意味する。すなわち、米国法が保障する「国籍離脱の自由」の内包するこれら二つの自由は、1910年代には世界的な權威によつても国籍に関する原則であると認められるに至っていた。

1923年、いまだ基本的人權という発想はなく国籍保持權の定めもなかった明治憲法下において、美濃部達吉は、「國民タル資格ヲ国籍ト謂フ。国籍ハ唯人ノ身分資格ニ止マリ其レ自身權利ニ非ズト雖モ、国籍ヲ保有スルコトハ國民ノ權利ニシテ、國家ハ國民ノ意思ニ反シテ一方的ニ之ヲ剥奪スルコトヲ得ズ」と説いた（甲67・147頁）。

1948年12月10日に採択された世界人権宣言は、その15条2項で、専断的に国籍を奪われない權利が基本的人權であることを宣言した。外務省のウェブサイトによれば、「1948年12月10日に第3回国連総会において「世界人権宣言」(Universal Declaration of Human Rights)として賛成48、反対0、棄権8（ソ連、ウクライナ、白ロシア、ポーランド、チェコスロバキア、ユーゴスラビア、サウジアラビア、南アフリカ）、欠席2（ホンジュラス、イエメン）で採択されました。同宣言は、人権及び自由を尊重し確保するために、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準を定めたもの」である<sup>1</sup>。

1950年、日本政府はサンフランシスコ講和条約の前文で、「世界人権宣言の目的を達成するために努力すること」を約束した。

1968年、米国連邦最高裁は、アフロイム対ラスク事件で、国籍を剥奪する立法をなすことは議会の権限に属すものではないとし、「自発的に国籍を放棄しない

---

<sup>1</sup> [https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/1a\\_001.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/1a_001.html)（日本時間2024年11月1日12時05分閲覧）

限り、自由な国に国民として留まる憲法上の権利」(para. 21。甲68の2では「自由意思でその市民権を放棄しない限り自由な国家の市民としてありつづけるという憲法上の権利」と翻訳))を認め、米国民がイスラエルの選挙に参加したことによるアメリカ市民権の剥奪を違憲とした(甲51・61～62頁)。

1980年、米国連邦最高裁は、ヴァンス対テラザス事件判決で、議会権限に基づく立法内容よりも個人の“真実の意図”を重視し、たとえ個人が市民権(国籍)を放棄すると言葉によって表明していたり、市民権(国籍)を放棄する意思を推認させる行動をしたりしていても、それらが市民権(国籍)を放棄する“真実の意図”があつてなされたのだということを国家が証明しない限り、市民権(国籍)は奪われないとした(甲69の2)。

1981年、東京地方裁判所は、当時の国籍法における父系優先血統主義の合憲性が争われたシャピロ・華子事件で、「国籍の得喪すなわち国民たる資格の決定の問題は、国家構成の基本に関するものとして、本来、国の最上位法たる憲法をもって規定すべき事項である。また、国籍は、国と個人との間の個々の権利義務の集合体のごときものではないにしても、具体的内容を伴わない単なる抽象的記号のごときものではなく、国籍の有無によって基本的人権の保障が直接左右されることもあり得るという意味で個人の憲法的利益に必然的に関わりを有するものであり、恣意的な国籍得喪の定めの故に本来受けられるはずの基本的人権の保障を受けられないという事態を招くことは、もとより憲法の許容するところではないと考えられる。このような見地からすると、憲法10条の前記規定は、国籍の得喪についていかなる基準も法律で自由に定めることができるとしているものではなく、国籍の得喪に関する事項が憲法事項であるとの前提に立ったうえで、その内容の具体化を法律に委任したものであり、右立法による具体化にあたっては、憲法の各条項及びそれらを支える基本原理に従いこれと調和するように定めるべきことを要求しているものと理解すべきである。したがって、国籍法の規定が右の趣旨に違反するときは違憲の問題を生じることは当然というべきである。」とした(東京地判1981年3月30日判時966号23頁。甲57・10～11頁)。

1984年、法務省民事局長は、「国籍が権利であるかという点につきましては、一たん与えられました国籍がその国の主権によって恣意的に奪われるということがあつてはならないという意味では権利だろうと思います。」と国会で答弁した(甲

32・4頁第3段)。

1996年、国連総会は決議50/152で、各国に対し、「無国籍の削減を目的として、特に恣意的な国籍の剥奪を防ぐこと…により、国際法の基本原則に合致した国籍に関する法律を制定する」ことを求めた(甲57・7頁)。

遅くとも2006年頃までに世界人権宣言15条2項は国際慣習法とみなされるようになった(甲51・70頁)。

2008年から2016年、国連人権理事会は、2008年の7/10決議、2009年の10/13決議、2010年の13/2決議、2012年の20/5決議、2014年の26/14決議、そして2016年の32/5決議において、繰り返し、国籍への権利が基本的人権であることを確認した。2009年の国連事務総長報告は、「国籍の恣意的剥奪の問題は、個人の自発的な要求による国籍の喪失を含まないが、特に差別的な理由で国籍の取得又は保持を恣意的に妨げるもの、法の運用により自動的に国籍を奪うもの、行政当局の行為により恣意的に国籍を奪われるものを含むその他のあらゆる形態の国籍喪失を対象としている」とした(甲57・7～8頁)。

2020年5月、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)は、「専断的な国籍剥奪」を防止するためにガイドライン(甲70の2、パラグラフ84～85、91～104)を公表した。このガイドラインは、国籍法11条1項の適用場面のよう  
に、国籍の喪失・剥奪が法律の定めによって自動的に生じる場合はもちろん、国籍の喪失・剥奪の結果として無国籍にならない場合にも適用される(脚注88、パラグラフ95)。

1948年以降、現在までに「国籍への権利」(世界人権宣言15条1項)と「専断的(恣意的)な国籍剥奪の禁止」(同2項)は、多数の国家によって批准されている様々な国際条約、さらには地域的な条約や文書に反映されてきた。たとえば、人間の権利と義務に関するアメリカ宣言第19条(1948年)、アメリカ人権条約第20条(1969年)、子どもの権利と福祉に関するアフリカ憲章第6条(1990年)、人権と基本的自由に関する独立国家共同体条約第24条(1995年)、ヨーロッパ国籍条約第4、6条(1997年)、アラブ人権憲章第29条(2004年)、イスラムにおける子どもの権利に関する規約第7条(2005年)、ASEAN人権宣言第18条(2012年)などである。

また、日本が批准している主要な国際人権条約はどれも「国籍への権利」及び「恣

意的な国籍剥奪の禁止」に関する規定を設けている（自由権規約第24条3項、子どもの権利条約第7条1項及び第8条1項、女性差別撤廃条約第9条1、2項、人種差別撤廃条約第5条、障害者権利条約第18条。なお日本が未批准だが同様の規定を設けている人権条約として、移住労働者の権利条約第29条がある。甲57・7頁）。

## (2) 国籍を専断的に奪われない権利は憲法が保障する基本的人権である

以上の歴史をふまえるなら、遅くとも日本国憲法が制定・施行された1946年・1947年頃から現在に至るまで、専断的に国籍を奪われない権利が基本的人権に含まれると考えられるものであったことは明らかである。世界的に保障されている専断的に国籍を奪われない権利という基本的人権が日本国憲法下の日本国民に保障されないなどあり得ない。

さらにいえば、日本が批准した障害者権利条約第18条1項(a)は次のとおり定めている。

1 締約国は、障害者について次のことを確保すること等により、障害者が、他の者との平等の基礎の上に、移動の自由、居住の自由及び国籍についての権利を有することを認める。

(a) 障害者が、国籍を取得し、及び変更する権利を有すること並びにその国籍を専断的に又は障害に基づいて奪われないこと。

この条項は、障害者が障害ゆえに不利に扱われることのないよう、ベースラインとしての「専断的な国籍剥奪の禁止」（世界人権宣言第15条第2項）に加えて「障害に基づく国籍剥奪の禁止」を障害者に保障したものである。したがって、障害者には専断的に国籍を奪われない権利があり、人権条約上のこの権利は、上記のとおり、憲法上の基本的人権である。

そして、障害者についてのみ専断的に日本国籍を奪われない権利が保障されるとすることに合理的理由はないから、健常者も専断的に日本国籍を奪われない権利を等しく保障される。

すなわち、専断的に日本国籍を奪われない権利（日本国籍を保持する権利）は、障害の有無に関わりなくすべての日本国民に対して「侵すことのできない永久の権

利として、現在及び将来の国民に与へられ」て保障される「基本的人権」である（憲法11条）。

したがって、原判決（22及び23頁）が、日本国籍の離脱を強制されない権利が憲法上の保障を受けないとしたのは誤りである。

### (3) 保障条項

次に、専断的に日本国籍を奪われない権利（日本国籍を離脱しない自由、保持する権利と呼ぶこともできる。）が憲法のどの規定により保障されるのかが、実務上の検討は不要だとしても、講学上の検討事項となる。

専断的に日本国籍を奪われない権利（日本国籍を離脱しない自由、保持する権利）の保障規定として考えられるのは上記の憲法11条のほか、10条、13条、22条2項、31条、98条2項である。

憲法10条が根拠となることは、長谷部恭男（甲39）や宍戸常寿（甲71・33～34頁）、松井茂記（甲56）らが主張している。

憲法13条及び22条2項については、近藤敦（甲51）、佐藤幸二（甲72・210～211頁、甲73・554～555頁）、赤坂正浩（甲40）、松本和彦（甲71・321頁）らが提唱している。館田晶子は、国籍に関するアイデンティティも憲法13条を根拠とする人格権により保護されると解すべきであるとして、国籍自由の原則は国籍に関する自己決定権を国籍制度の中に組み込むことを要請しており、この要請も憲法13条を根拠に導かれるとする。そのうえで館田は、国籍の変動に関して、憲法22条2項を前提とすれば国籍の恣意的剥奪は禁止されるのがベースラインとなるべきであるとする（甲74・111～112頁）。

憲法31条及び98条2項については、国連のガイドライン（甲70の2）を通して保障条項になるということが出来る。

以下では憲法22条2項と憲法13条に焦点を絞り、同条項がその文言を前提にしても「国籍を離脱しない自由」も保障することを、新たに提出した証拠文献を用いて確認する。

#### ア 憲法22条2項による保障：福岡高裁判決の憲法解釈の誤り

福岡高裁判決（乙10）は、憲法22条2項は「日本国籍を離脱しない自由」が保障されるか否かについては文理上何ら規定していないとして、同条項が「日本国籍を離脱しない自由」ないし「日本国籍を保持する権利」を保障しているとまで解

することはできないとする。背景には、帝国議会においての同条項の説明では「離脱する自由」のみが触れられ、「離脱しない自由」への言及がなかったことがあると推察される（甲64・463～466頁）。

しかし福岡高裁判決の採用した解釈が、憲法22条2項の沿革、憲法の体系的解釈、文言解釈の通常の作法に反することは、高佐智美の意見書（甲57）や近藤敦の文献（甲51）が明快に論じるとおりである。

以下で、憲法22条2項の沿革と同項の趣旨についての帝国議会での説明、並びに同項の文言解釈に照らして、原判決が誤りであることを確認する。

#### （ア）憲法22条2項の沿革の確認

憲法22条2項の「国籍離脱の自由」は、GHQ草案21条2項の「何人モ外国ニ移住シ又ハ国籍ヲ変更スル自由ヲ有ス」に由来する。「国籍ヲ変更スル自由」が「変更シナイ自由」を含まないとするのは背理であり、憲法22条2項は「国籍ヲ変更スル自由」のうち国籍法に関する主権尊重の原則の下で日本国が対応できる部分を特に明記したものといえる。

GHQ草案21条2項の淵源すなわち憲法22条2項の淵源をさらに遡ると、米国の1868年7月27日の法律1条（「国籍離脱の自由は、すべての人の生まれながらの権利であって、生命・自由・幸福追求の権利に不可欠なものである」）がそれに当たる。この法律1条の趣旨は、米国連邦最高裁がアフロイム対ラスク事件（Afroyim v. Rusk, 387 U.S. 253 (1967)、甲68の2）において法律制定史を分析して明らかにしたとおり、議会の協議した国籍喪失の唯一の方法は、国民が自らの意思で離脱ないし放棄した場合に限定されうる点にあった（para. 18）。「国籍離脱の自由」は、同判決の言葉を借りれば、「自発的に国籍を放棄しない限り、自由な国に国民として留まる憲法上の権利」なのである（甲51・61～62頁）。

菅原真は、この法律制定史をふまえて、次のように説明する。「国籍離脱の自由」は「国籍自由の原則」と表裏一体のものであり、その沿革は、米国国籍を自らの意思で取得した英国国籍者が、もはや自分の英国国籍は形骸化しており保持する必要はないと判断して英国国籍を離脱したいと望んだときに、初めて行使できる自由であるとして具体化されてきた。これに淵源をもつ憲法22条2項は、外国国籍を取得した日本国民が、自分の日本国籍は形骸化しており保持する必要はないと判断し日本国籍を離脱したいと望んだときに、その離脱を妨げないという規定である。本

人が維持したいと望んでいる（形骸化していない）日本国籍を、本人の意思に反して喪失させるための規定ではないのであって、日本国籍を離脱しない自由を保障するというべきである（2024年12月7日、移民政策学会2024年度冬季大会「シンポジウム「グローバル化と複数国籍-あらためて「複数国籍」を問い直す」における、会場からの質問に対する説明。甲75・100頁参照）。

憲法22条2項の沿革と内容についてのこのような理解は、金森國務大臣の帝国議会での説明と符合し、整合する。帝国議会での憲法草案の審議において、憲法22条2項は二重国籍を避けることを眼中に入れて設けたのかと問われた金森國務大臣は、二重国籍の問題などまるで眼中にないかのように、次のとおり回答した。

#### 甲64・466頁

國務大臣 金森徳次郎 この国籍を離脱する自由を侵されないと云うことは、本当を言えば、衆議院で修正されました「日本国民たる要件は、法律でこれを定める」と云うものと、或部分に於て少しく関係が密接過ぎる位に関係して居ると思つて居ります。ただ原案に於きまして、第二十条に斯様な規定を置きましたのは、詰り国家と云うものは、固より自分の国を主として考えると云うことは当然でありますけれども、併し考えを広くして、故なく人の国籍を移り行くことを妨げないようにしようと云う、謂わばこの憲法の持つて居ります一つの基本の考え方がここに一端を表わしたのでありまして、国の公益に正式に説明の出来る程の理由もなく、本人は国籍を離脱したいと云うものを何の為に留めるか、それはその自由に委して、国家は消極的の態度を執つて宜かろう、斯う云う大きな原則から来て居るのであります。

この説明は、憲法22条2項は複数国籍を防止したり解消したりするために設けられたのではないこと、あくまで「国籍変更の自由」とその根底にある個人の自由を尊重するという憲法の大原則に由来するものであることを語るものである（甲57・4頁）。憲法22条2項は、本人の意思に反して日本国籍を喪失させることを想定していないどころか、むしろ禁止する規定にほかならない。

#### （イ）憲法制定者意思と憲法22条2項の文理解釈

これでもなお、憲法22条2項は「国籍を離脱しない自由」を保障しないとす

のが憲法制定者の意思であった、との反論があることが予想される。そこで同条の文理解釈について、土井真一の論考（甲65の2・21～22頁）を用いて説明を補強する。

土井は、憲法の条文の解釈が複数成り立つ場合にどの解釈を採用すべきかについて、A、B、Cという3つの解釈が文言から成り立ちうるが憲法制定者の理解を援用すればBまたはCの解釈に限定されるという場面を設定して、その場面でAの解釈が成立する条件を論じている。

本件で問題となる憲法22条2項は、文言からは「国籍を離脱する自由」に加えて「国籍を離脱しない自由」も保障するという解釈A'、「国籍を離脱する自由」のみを保障するという解釈B'が成立しうる。通常の条文解釈の手法や「国籍を離脱しない自由」の歴史的沿革、憲法の体系的解釈に照らすと解釈A'がはるかに有力だが（甲57・2～3頁、甲51・59頁）、憲法制定会議における国務大臣の説明はもっぱら「国籍を離脱する自由」のみについてなされており、解釈A'についての憲法制定者の見解は明示されていない（甲64・463～466頁）。そのため解釈A'と解釈B'の優劣は、土井の設定する解釈Aと解釈Bの関係とは異なり、解釈A'がはるかに優位な立場にあるが、原判決は憲法制定者は解釈B'に限定する意思だったとの前提に立っている。この前提の下では、土井の論述をそのまま用いることが可能となる。

土井は上記の場面で解釈Aが成立するための条件を次のように論じている。まずテキスト自体が解釈Aの成立を許容し得るものである以上、解釈Aの成立可能性を完全に排除することはできない。しかし解釈B、Cは、テキストのみならず憲法制定者による公的な理解によっても支持されており、解釈Aに比してより有力な論拠を有していると解し得る。そのため、解釈Aを主張する側が、単にその解釈に合理的な理由があることを示すだけでなく、解釈BあるいはCに依拠する場合に生じるであろう不適切な事態を示し、解釈BあるいはCの採用が不合理であることを示さなければならない。具体的には、解釈Aを主張する側が、解釈BあるいはCの不適切さを論証した場合、たとえば、①解釈B、Cを採用すれば、他の条項と明らかに抵触すること、②憲法制定者が解釈B、Cを採用する基本的前提としていた社会的事実が時代とともに変化し、その基礎が失われてしまっていること、③憲法制定者の事実判断に誤認があり、解釈B、Cでは制定者自身が期待していた目的を実現

し得ないこと、あるいは、④解釈B、Cによれば、憲法制定者が予期していなかった、あるいはその予期をはるかに超える害悪が発生する蓋然性あるいは可能性が存することなどを示し、解釈Aによればこれらの事態を回避し得ることを論証すれば、解釈Aの成立を認めるべきとする。論理的で合理的な提案である。

では憲法22条2項の保障範囲について、憲法制定者は「国籍を離脱する自由」のみを保障するという解釈B'に限定する意思だったという仮定の下でも、「国籍を離脱する自由」に加えて「国籍を離脱しない自由」も保障するという解釈A'を認めるべきか。土井の示した上記①から④の視点に照らして検討する。

まず同条項の文言が作為の自由のみを保障する体裁になっていることを理由に不作為の自由すなわち「国籍を離脱しない自由」を保障しないという解釈B'を採用した場合、文言上は作為の自由のみを保障する規定となっている憲法20条の信教の自由、同22条1項の居住、移転、職業選択の自由や同条2項の海外移住の自由についても不作為の自由は保障されないことになる。このような結論を招く解釈B'は、憲法の他の条項の伝統的解釈と抵触する(上記①の充足)。特に外国への移住の自由については、「外国へ移住しない(すなわち日本国内に居住する)権利」は憲法により保障されない、法律によって日本国民を日本国外に強制的に排除することが許される、とする解釈を招きかねない。その害悪は、憲法22条2項が不作為の自由すなわち「国籍を離脱しない自由」も保障するという解釈A'を採用すれば生じない(上記④の充足)。

また、憲法第3章のうち国籍離脱について唯一言及している憲法22条2項が「国籍を離脱しない自由」を保障しないという解釈B'を採用すると、「国籍を離脱しない自由」を保障する規定は存在しなくなる可能性がある。そのような結論は、基本的人権保障の総則的規定であり国籍を専断的に奪われない権利を保障する憲法11条と抵触するだけでなく、永久不可侵の基本的人権を憲法により保障された現在及び将来の国民が基本的人権保障の土台となり基礎となる日本国籍を容易に奪われる事態を招く可能性があり、「基本的人権の尊重」原理を骨抜きにするという甚大な害悪を生じさせる蓋然性及び可能性がある(上記①の充足)。一方、憲法22条2項は「国籍を離脱しない自由」も保障するという解釈A'を採用すれば、そのような事態は生じない(上記④の充足)。

社会的事実の変化の点では、憲法制定当時は国民主権や基本的人権尊重という新

憲法の理念が未だ啓蒙的な段階にとどまっており（甲64・246頁参照）、「国籍変更の自由」の二つの側面のうち君主主権国家で禁じられていた「国籍離脱の自由」の側面が重要であったが、新憲法の理念が根つき、対外的にも独立して民主国家としての実質が伴うようになった1952年頃以降は、「国籍を離脱しない自由」の側面がより重要になり（甲51・61～63頁）、憲法22条2項の保障範囲を「国籍離脱の自由」に限定する社会的基礎が失われている（上記②の充足）。

そして、憲法22条2項の保障範囲を「国籍離脱の自由」に限定すると、日本国籍を離脱したくない大多数の日本国民にとって憲法22条2項は「国籍変更の自由」を妨げて国籍変更を強制する規定となり、「人権」の章に置かれた人権規定としての意味を失い（甲51・59～60頁）、個人の尊重を基本理念とした憲法制定者の意思（甲64・220頁）に反する結果となる（上記③の充足）。

したがって、憲法22条2項は、仮に憲法制定者が反対の意思を有していたとしても、「国籍を離脱しない自由」をも保障すると解されなくてはならない。このように解することは、「国籍離脱の自由」には①「離脱を妨げられない自由」（「国籍を変更する自由」）と②「国籍を離脱しない自由」（「国籍離脱を強制されない自由」、「自発的に国籍を放棄しない限り、自由な国に国民として留まる憲法上の権利」）が含まれてきたという上述の沿革と符合するうえ（甲51・61～63頁）、憲法制定権者の合理的意思とも合致する。

#### イ 憲法13条による保障：二風谷ダム事件札幌地裁判決の考え方

ここで、仮に憲法22条2項は「国籍を離脱しない自由」を保障しないと解するとしても、同自由が憲法13条や憲法の基本原理により保障されることを、高佐智美意見書（甲57）を援用して確認しておく。

高佐意見書は、二風谷ダム事件判決（札幌地判1997年3月27日訟月44巻10号1798頁）が示した規範を用いて論証を行っており説得的である。

同判決は、自由権規約27条が少数民族に属する者に対しその民族固有の文化を享有する権利を保障していることから、憲法98条2項に照らして日本政府はこれを誠実に遵守する義務があるとしたうえで、憲法13条は「国家と個人との関係において個人に究極の価値を求め、国家が国政の態度において、構成員としての国民各個人の人格的価値を承認するという個人主義、民主主義の原理を表明したもの」であり、「相異なる個人を、形式的な意味ではなく実質的に尊重し、社会の一場面

において弱い立場にある者に対して、その場面において強い立場にある者がおごることなく謙虚にその弱者をいたわり、多様な社会を構成し維持して全体として発展し、幸福等を追求しようとしたものにほかならない」と述べ、このことを「支配的多数民族とこれに属しない少数民族との関係」においてみると、「少数民族にとって民族固有の文化は、多数民族に同化せず、その民族性を維持する本質的なものであるから、その民族に属する個人にとって、民族固有の文化を享有する権利は、自己の人格的生存に必要な権利ともいい得る重要なものであって、これを保障することは、個人を実質的に尊重することに当たるとともに、多数者が社会的弱者についてその立場を理解し尊重しようとする民主主義の理念にかなうものと考えられる」として、憲法13条によっても、「少数民族たるアイヌ民族固有の文化を享有する権利を保障されていると解することができる」とした。

高佐意見書はこの論理を専断的(恣意的)に国籍を奪われない権利に用いて、「まず「国籍を恣意的に剥奪されない権利」は世界人権宣言15条2項において明文で規定されて、かつ、「確立した国際法規」と認識されている。したがって、日本政府には、憲法98条2項に照らして、これを誠実に遵守する義務がある。／そして、憲法13条前段によれば、国家は、一人ひとりの国民が固有の存在意義・目的を有し、それに基づいて独自に活動する自由を保持すること、及び自己の存在に対して配慮を求める資格を有することを承認しなければならない。かつ、国籍は、あらゆる人権保障の基礎となる重要な法的地位であり、それを保持する権利は、個人の人格的生存に不可欠な権利であるから、新たに国籍を取得する場合は別として、少なくともすでに有している国籍については、個人の意思に反して恣意的に剥奪することは、原則として許されない。ゆえに、憲法13条後段によっても、「国籍を恣意的に剥奪されない権利」が保障されていると解することができる。」と、詳細かつ具体的に論じている(甲57・8～9頁)。

#### (4)小括

以上のおりであるから、日本国籍の離脱を強制されない権利が憲法13条及び22条によって保障されるものと解することは困難である旨を判示した原判決は誤りである。

## 4 子どもの権利条約上の諸権利とそれらの憲法による保障

### (1) 憲法上の保障と一般的意見

子どもの権利条約は、日本政府が1994年4月22日に批准し、同年5月22日に日本における効力が発生した人権条約である。

子どもの権利条約が保障する権利も、金森国務大臣がいうところの「総ての基本的的人権」に含まれるものとして「政治の実際に於て将来実証出来」たものであり（甲156・252頁）、憲法によって保障される基本的人権である。

子どもの権利条約が挙げる権利の保障は、国連の子どもの権利委員会による一般的意見を参照してなされる必要がある。子どもの権利委員会の一般的意見は、この分野の専門家による権威ある有権解釈であり、締約国がそれと反する見解を採用する場合には、十分な論拠を示さなくてはならない。本件との関連が大きい一般的意見は、一般的意見7（甲76）、一般的意見12（甲77）、一般的意見14（甲78）である。これら3つの一般的意見から本件との関連性が特に強いパラグラフを抜粋して整理したものを、本書面末尾に別紙として添付する。

### (2) 4つの原理と法令違憲、適用違憲または合憲限定解釈

子どもの権利条約が挙げる様々な権利のうち本件との関係が最も直接的なのは「国籍を保持する権利」（8条1項）である（後記(3)）。

しかし、他にも関連する重要な権利があり、「国籍を保持する権利」についての検討と、他の諸権利についての検討が、別途なされる必要がある。

というのは、子どもの権利条約には4つの原則——①公的領域および私的領域の双方における自己に関わるすべての行動または決定において、自己の「最善の利益」を評価され、かつ第一次的に考慮される権利の保障（3条1項）、②意見を聴かれ、かつ真剣に受けとめられる権利の保障（12条）、差別の禁止に対する権利の保障（2条）、生命および発達に対する権利の保障（6条）——がある（甲78・パラグラフ1）。その中の①「子どもの最善の利益」は、個々の子どもについて、あるいは集団としての子どもについて、または子どもたち一般について、特有の事情に照らして個別事案ごとに評価がなされる（甲78・パラグラフ48）。

そのため、子どもたち一般に適用される法律が「子どもたち一般の最善の利益」にかなうと評価されたとしても、個々の子どもに対する適用の場面では「子どもの最善の利益」に反すると評価され、関連法令の解釈による救済が求められる場合が

ありうるからである。

### (3) 子どもの「国籍を保持する権利」(8条1項)

子どもの権利条約8条1項は、次のとおり定めている。

- 1 締約国は、子どもが法律によって認められた国籍、氏名及び家族関係を含むその身元関係事項について、不法に干渉されることなく保持する権利を尊重することを約束する。

このように、日本国籍の子どもには、不法に干渉されることなく日本国籍を保持する権利(専断的に日本国籍を奪われない権利と同義である。)が、憲法上の基本的人権として保障される。

そして、不法に干渉されることなく日本国籍を保持する権利が子どもにのみ保障されて大人には保障されないとするに合理的理由はないから、大人も同権利を等しく保障される。(なお、子どもの権利条約8条1項が国籍を保持する権利の「尊重」を子どもについてのみ求める文言となっているのは、同条約の基本原則が「子どもの最善の利益」だからであり(3条1項、甲78・子どもの権利委員会による一般的意見14号パラグラフ1)、子どもについて大人とは異なる「尊重」を求めることには合理的理由がある。)

したがって、不法に干渉されることなく日本国籍を保持する権利(専断的に日本国籍を奪われない権利)は、年齢にかかわらずすべての日本国民に対して「侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられ」て保障される「基本的人権」である(憲法11条)。憲法上の保障条項については、上記3(3)で論じたとおりであり、日本国籍の離脱を強制されない権利が憲法13条及び22条によって保障されるものと解することは困難である旨を判示した原判決は誤りである。

もっとも、この8条1項は、「不法な干渉」によらない日本国籍の剥奪を許容するとも読める。憲法13条のいう「公共の福祉」により基本的人権に対する制約がありうるのと考えるのと同趣旨の読み方であり、どのような場合に「不法な干渉」として剥奪が違憲となるのかが問題となる。これには、日本国憲法の特殊性に由来する厳格な違憲審査の基準、すなわち日本国憲法上の日本国籍の重要性に着目して、在外国民選挙権制限違憲判決の基準をさらに厳格化する考え方と、国際的な基準、

すなわち世界人権宣言15条2項が禁止する国籍の専断的剥奪にあたる要件を定めた国連のガイドライン（甲70の2）に依るとする考え方がありうる。これについては、後記5で述べる。

#### (4) その他の関連する諸権利

##### ア 「子どもの最善の利益」を評価され第一次的に考慮される権利（3条1項）

###### (ア) 「子どもの最善の利益」とその最終目的

子どもの権利条約3条1項は、「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が第一次的に考慮されるものとする。」と定めている。これは、すべての子どもに対し、公的領域および私的領域の双方における自己に関わるすべての行動または決定において、自己の「最善の利益」を評価され、かつ第一次的に考慮される権利（a primary consideration）を保障する規定である。また、子どもの権利条約の基本的価値観のひとつを表明するものであり、子どものすべての権利を解釈しかつ実施する際の、条約の4つの一般原則のひとつである（甲78・パラグラフ7）。

「子どもの最善の利益」の最終目的は、同条約で定められた諸権利（上記の「日本国籍を保持する権利」を含む。）の完全かつ効果的な享受及び子どものホリスティックな（全人的な）発達を確保することである（同・パラグラフ4、51）。

「第一次的に考慮される」とは、他のすべての考慮事項とは同列に考えられないという強い位置付けを与えられるということであり（同・パラグラフ37）、締約国は第一次的考慮をなすという強い法的義務を課されており、第一次的な考慮をしないという裁量の余地はない（同・パラグラフ36）。子どもたちに影響を及ぼすあらゆる立法および政策の策定、行政上および司法上の意思決定ならびにサービス供給において、最善の利益の原則が考慮に入れられなければならない（同・パラグラフ13(b)）。

立法者、裁判官、行政機関、社会機関または教育機関は、条約の他の規定に則して3条1項を解釈・実施してこそ、「子どもの最善の利益」という概念を明確にし、かつ具体的に活用できるようになる。「子どもの最善の利益」の概念は、当事者である子ども（たち）が置かれた特定の状況にしたがって、その個人的な背景、状況およびニーズを考慮に入れながら個別に調節・定義される。個別の決定については、

「子どもの最善の利益」は、その特定の子どもが有する特定の事情に照らして評価・判定されなければならない。立法者による決定のような集団的決定については、「子どもたち一般の最善の利益」が、特定の集団および（または）子どもたち一般の事情に照らして評価・判定されなければならない。いずれの場合にも、評価および判定は、子どもの権利条約およびその選択議定書に掲げられた権利を全面的に尊重しながら進められなくてはならない（甲78・パラグラフ32）。

#### （イ）「子どもの最善の利益」の内容及び性質と保障条項

「子どもの最善の利益」は、三層の概念で構成される。下記の3つである（甲78・パラグラフ6。下線は控訴人代理人による。）。

「(a) 実体的権利：争点となっている問題について決定を行なうためにさまざまな利益が考慮される際、自己の最善の利益を評価され、かつ第一次的に考慮される子どもの権利であり、かつ、ひとりの子ども、特定のもしくは不特定の子どもの集団または子どもたち一般に関わる決定が行なわれるときは常にこの権利が実施されるという保障である。子どもの権利条約第3条第1項は、国家にとっての本質的義務を創設したものであり、直接適用（自動執行）が可能であり、かつ裁判所で援用できる。」

「(b) 基本的な法的解釈原理：ある法律上の規定に複数の解釈の余地がある場合、子どもの最善の利益に最も効果的にかなう解釈が選択されるべきである。条約およびその選択議定書に掲げられた権利が解釈の枠組みとなる。」

「(c) 手続規則：ひとりの子ども、特定の子どもの集団または子どもたち一般に関わる決定が行なわれるときは常に、意思決定プロセスに、当該決定が当事者である子ども（たち）に及ぼす可能性のある（肯定的または否定的な）影響についての評価が含まれなければならない。子どもの最善の利益を評価・判定するためには手続上の保障が必要である。さらに、ある決定を正当とする理由の説明において、この権利（子どもの最善の利益を評価され、第一次的に考慮される権利）が明示的に考慮に入れられたことが示されなければならない。これとの関連で、締約国は、幅広い政策問題に関する決定であるか個別事案における決定であるかに関わらず、決定においてこの権利がどのように尊重されたか——すなわち、何が子どもの最善の利益にのっとった対応であると考えられたか、それはどのような基準に基づくものであるか、および、子どもの利益が他の考慮事項とどのように比較衡量されたか

——を説明することが求められる。」。

このように、「子どもの最善の利益」を評価され第一次的に考慮されることを求める権利は実体的かつ手続き的権利である。実体面では、個人の尊重を具体化し幸福追求に関わる権利であるから、憲法13条によって保障される。手続面では、憲法31条の適正手続保障は、刑事手続以外にも及び（甲64・725頁）、手続内容の実体的な保障も含むと解されることをふまえば、この権利は憲法31条によっても保障される。すなわち、憲法13条と31条により融合的に保障されるとみるべきである（憲法の人権条約適合的解釈についての芦部・甲79、及び憲法13条と他の条項による融合的な保障についての近藤・甲80を参照。）。さらに憲法98条2項もあわせての融合的保障がなされるとみることもできる。

#### （ウ）「子どもの最善の利益」の評価にあたっての留意事項

「子どもの最善の利益」を評価する際には、子どもの自己のアイデンティティを保全する権利（子どもの権利条約8条）が尊重・考慮されなければならない（甲78・パラグラフ55）。将来の危険及び危害ならびにその他の影響の可能性についても評価されなければならない（同・パラグラフ74）。

そして、乳幼児（一般的意見での定義によれば出生から8歳まで。甲74・パラグラフ4）は相対的に未成熟であるため、自己のウェルビーイング（幸福・福祉）に影響を及ぼす決定および行動との関連で、その子どもの意見および発達しつつある能力を考慮に入れながらその権利および最善の利益を評価および代表する、担当の公的機関に依拠することになる。最善の利益の実現のためには、子どもの権利を保護し、かつその生存、成長およびウェルビーイングを促進するための積極的措置に加え、子どもの権利の実現について日常的責任を負っている親その他の者を支援および援助するための措置が必要である（甲76・パラグラフ13）。

#### イ 自己に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明し、その意見を真剣に考慮してもらう権利（12条1項）

##### （ア）意見表明権の絶対的保障

意見を聴かれ、かつ真剣に受けとめられるすべての子どもの権利も、同条約の基本的価値観の一つを構成する、同条約の一般原則のひとつである（子どもの権利条約12条1項。甲77・パラグラフ2）。これは、子どもには自己の人生に影響を及ぼす権利があることを明らかにしたものである（同・パラグラフ18）。

この権利は、上記(2)の、「子どもの最善の権利」を評価されその第一次的考慮を求める権利と、相互依存関係にある(同・パラグラフ68)。

最も幼い子どもでさえ、この権利の保有者として意見および気持ちを表明する資格があり、乳幼児(8歳以下。甲76・パラグラフ4)であつても、意見をまとめる能力があるという推定が覆されない限り、その考えと気持ちを真剣に考慮してもらう権利がある(甲76・パラグラフ14、甲77・パラグラフ20、21、28、29)。この権利の保障は絶対であり、保障しないという裁量の余地はない(甲77・パラグラフ19)。

#### (イ) 代理人を通じた意見の聴聞

子どもは、直接にまたは代理人もしくは適当な団体を通じて聴聞されるが、可能な場合には常に、子どもに対して直接に聴聞される機会が与えられなければならない(甲77・パラグラフ35)。締約国は、乳幼児が、あらゆる法的手続において、その子どもの利益のために行動する者によって独立の立場から代理され、かつ、子どもが意見または好みを表明する力がある場合にはあらゆる場合に意見を聴取されるようにするための条件整備を図るよう、促される(甲76・パラグラフ13(a))

代理人には、(両)親、弁護士またはその他の者(とくにソーシャルワーカー)になることができる。ただし、多くの(民事、刑事または行政)事案において、子どもとその最も自明な代理人((両)親)の間には利益相反のおそれがあるので、子どもの聴聞が代理人を通じて行なわれるときに最も重要なのは、代理人が、子どもの意見を意思決定担当者に正確に伝達することである(甲77・パラグラフ36)。代理人は、自分はおそらく子どもの利益を代弁しているのであつて、他人((両)親)、制度または機関(たとえば居住型施設、行政または社会)の利益を代弁しているわけではないことを自覚しなければならない(甲77・パラグラフ37)。

#### (ウ) 保障条項

これも上記アの権利と同様に実体的かつ手続的権利であるから、憲法13条及び31条により融合的に保障される。さらに憲法98条2項もあわせての融合的保障がなされるとみることできる。

#### (エ) 国籍法14条1項前段との関係

国籍法14条1項は、「外国の国籍を有する日本国民は、外国及び日本の国籍を有することとなつた時が十八歳に達する以前であるときは二十歳に達するまでに、

その時が十八歳に達した後であるときはその時から二年以内に、いずれかの国籍を選択しなければならない。」と定めている。

子どもの権利条約は18歳未満のすべての者の権利を保障するところ（1条）、日本国籍を保持していた未成年者にとって、日本国籍を喪失するかどうか自身が重大な「影響を及ぼす事項」であることは明らかである。したがって、18歳未満の日本国籍者は、自己の日本国籍の喪失をもたらす手続について意見を表明する権利を有しており（12条1文）、この権利を保障することは、子どもの権利条約批准国であるわが国の条約上の責務であると同時に（憲法98条2項）、憲法13条及び31条の要請である。さらに子どもは、自身の日本国籍喪失について表明した意見を「年齢及び成熟度に従って相応に考慮される」ことを求める権利も有しており（12条2文）、この権利を保障することも子ども権利条約批准国であるわが国の条約上の責務である同時に（憲法98条2項）、憲法13条及び31条の要請である（憲法13条、31条、98条2項による融合的保障）。

国籍法14条1項が、出生による複数国籍の未成年者に、成人してからの国籍選択の機会を与えているのは、これらの人権及び要請を考慮したものと評価できる。

#### ウ 家族の法的保護、分離の防止及び一体性の保全を求める権利

##### （ア）家族が法的保護を求める権利と保障条項（8条1項）

わが国も批准している市民的及び政治的権利に関する国際規約（以下「自由権規約」という。）23条1項は「家族は、社会の自然かつ基礎的な単位であり、社会及び国による保護を受ける権利を有する。」と定め、子どもの権利条約前文5項は、「家族が、社会の基礎的な集団として、並びに家族のすべての構成員特に児童の成長及び福祉のための自然な環境として、社会においてその責任を十分に引き受けられることができるよう必要な保護及び援助を与えられるべきである」との確信し、と述べている。

したがって、社会の自然的かつ基礎的な単位である家族について法的保護を受ける権利も、金森国務大臣がいうところの「総ての基本的人権」に含まれるものとして「政治の実際に於て将来実証出来」たものであり（甲64・252頁）、憲法によって保障される基本的人権である。

家族は、国によって様々な形態や関係性があり得るが、社会の自然かつ基礎的な単位であること、個人の幸福追求や人格的生存と深く関わるものであることにおい

ては普遍性があるから、その法的保護が不可欠であるとするのが、自由権規約23条1項及び子どもの権利条約前文5項の趣旨である。

家族のこのような意義・性質にかんがみれば、家族が法的保護を受ける権利は、人格的生存や幸福追求に不可欠なものとして、憲法13条によって保障されるとみるべきである。さらに憲法98条2項もあわせての融合的保障がなされるとみることもできる。

#### (イ) 家族の分離の防止と一体性の保全を求める権利（8条1項）

子どもの権利条約9条1項本文は、「締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する。」として、子どもが父母の意思に反して父母から分離されないことの確保を求める権利を保障する。これは、家族の分離を防止することおよび家族の一体性を保全することは、子どもの保護制度の重要な構成要素だからである（甲78・パラグラフ60）。したがって家族には、父母だけでなくきょうだいも含まれるから、きょうだいとの分離を防止し一体性を保全することも権利として保障される。

これも憲法上の人権であり、家族の保護を求める権利と密接に関連するとともに、子どもの人格的生存とホリスティックな発達及び幸福追求にとって重要不可欠な基本的人権であるから、憲法13条により保障される。さらに憲法98条2項もあわせての融合的保障がなされるとみることもできる。

#### (ウ) 現代社会の特質と国際カップルの子どもの権利

現代社会の特質は、多文化コミュニティで、また急速な社会的変化によって特徴づけられる文脈のなかで成長する乳幼児の数が増えていることである（甲76・パラグラフ8）。父母の国籍が異なる国際カップルの子どもの増えていることに、20世紀後半以降の社会の特質がある。

父母が国際カップルの子どもにとって、父母と同一の国籍を持っていないと、国籍を理由に父母から父母の意思に反して分離される事態が生じるおそれがある。このような事態を回避するうえで子どもが父母それぞれと共通する国籍を保持できることが有効であり、「子どもの最善の利益」にかなうことは説明するまでもない自明の事実である。1984年に国籍法が父母両系血統主義へ改正されたのは、この自明の事実を追認したものにほかならない。

したがって、国際カップルの子どもは、父母から父母の意思に反して分離させら

れないことを確保するために、父母と共通の国籍を保持できるよう特別の保護及び援助を、それが当該子にとって最善の利益であるとして、求める権利を有する。この権利は、上述のとおり、当該子どもの人格的生存とホリスティックな発達及び幸福追求にとって重要不可欠な基本的人権であることから、憲法13条によって保障される。さらに憲法98条2項もあわせての融合的保障がなされるとみることでもできる。

## エ 小括

上記アからウで挙げた権利の完全かつ効果的な享受は、「子どもの最善の利益」の最終目的の一つである（甲78・パラグラフ4、51）。したがって、これらの権利に対する違法不当な制約または侵害があったか否かは、「子どもの最善の利益」に関する審査という形で行うことが可能である。

## 5 違憲審査

### (1) 選挙権の一時的な制約立法よりも厳しい基準

日本国籍は、わが国の主権者たる地位であると同時に、わが国政府により基本的人権（上記の重要な人権を含む。）の十全な保障を受ける前提となる地位である。

そうすると、日本国籍は、自己の意思による海外移住により選挙権が一時的に制約されることの違憲性が問われた在外邦人選挙権制限違憲訴訟の最高裁判所大法廷判決（2005年（平成17年）9月14日。最高裁判所民事判例集59巻7号2087頁）よりもはるかに厳しい憲法適合性審査を受けなくてはならない。

すなわち、やむにやまれぬ政府目的のための必要不可欠の手段でなければ、本人の意思に反して日本国籍を喪失させることは許されないとすべきである。ここでいう「やむにやまれぬ政府利益」は、主権者である国民の誰もが、憲法に立脚した政府を創設した目的に照らして、当該利益のためであれば問題となっている権利等（本件では日本国籍、あるいは日本国籍を離脱しない自由または日本国籍を保持する権利）の制約を受け入れざるを得ないと認めるほどに強力な理由がある場合にのみ、肯定される。手段が「必要不可欠」であるとは、手段が目的とほとんど完全に適合しており、過大包摂も過小包摂もないことを意味する。

国籍法11条1項をこの基準に照らしてみると、まず国籍変更の自由の保障との関係では、国籍法11条1項が国籍変更の自由の保障に資するのは、①本人が日本

国籍を離脱し外国の国籍を取得することを希望していて、②当該外国の国籍法制が当該国の国籍取得と同時に原国籍を離脱することを要件としており、③当該外国の国籍法制に当該国の国籍の取得と同時に原国籍の離脱ができない場合に原国籍を離脱しないで国籍取得を認める救済規定がないという、3つの条件すべてを満たす場合に限られる。そのため、上記①を満たさない者すなわち日本国籍の離脱を望まない者との関係では、国籍法11条1項が国籍変更の自由の保障に資することはない。同条項の適用対象は過大包摂である。

しかも、この過大包摂の結果、国籍法11条1項は、外国国籍を取得したくても取得をためらわざるを得ない日本国民を生じさせ、外国の国籍と日本国籍の両方を必要とする日本国民の外国国籍取得を妨げる効果をもつ。この点で国籍法11条1項は、国籍変更の自由をむしろ阻害する原因となっている。

一方、上記①から③のすべてにあてはまる日本国民の「国籍変更の自由の保障」を実現しながら、そうではない日本国民の日本国籍を奪うことのない立法をすることは難しくない。たとえば「自己の志望により外国の国籍を取得した者は、上記①から③の条件すべてを満たす場合には、当該外国の国籍を取得すると同時に日本国籍を喪失する。」と定めるなどである。フランスの「国籍喪失宣明」制度はその一例で、日本政府もこの制度の存在は当然に熟知している（法務省設置法4条5号）。

したがって、外国の国籍を志望取得した者すべての日本国籍を喪失させるという国籍法11条1項が採用する手段は、「国籍変更の自由の保障」という立法目的達成に必要不可欠ではない。

次に複数国籍の発生防止という立法目的との関係では、①複数国籍の発生防止は憲法の要請ではなく国籍法が求めるものに過ぎず、②複数国籍の弊害は根拠がないか抽象的・観念的なおそれにとどまり、③国際的にみても、複数国籍の弊害よりも有益性が重視されており、④複数国籍を肯定することは平和主義、民主主義（国民主権原理）、人権擁護（基本的人権尊重原理、「個人の尊重」原理）という憲法上の要請にかなう。一方、⑤複数国籍の発生防止という立法目的は何を犠牲にしても達成しなければならないほど重要なものではなく、相手方は現在も重要な立法目的とはしていない。また、⑥複数国籍の発生防止を徹底して追求すれば、日本の主権者の範囲を外国の国籍法制によって定めることになる。しかも、⑦複数国籍の発生防止という立法目的を掲げることは、生来の複数国籍者の人格を傷つけ、複数国

籍者に対する差別を助長・煽動するおそれがある。

これらを総合して考慮すると、「複数国籍の発生防止」という立法目的は、主権者である国民の誰もが、現憲法に立脚した政府を創設した目的に照らして、当該利益のためであれば問題となっている権利等（本件では日本国籍、あるいは日本国籍を離脱しない自由または日本国籍を保持する権利）の制約を受け入れざるを得ないと認めるほどに強力な理由がある立法目的とはいえない。すなわち、「やむにやまれぬ政府利益」ではない。

手段についてみると、国籍法11条1項によって複数国籍の発生が防止できるのは外国国籍の志望取得の場合のみである。同条項を含む国籍法の採用する手段では、複数国籍のうち大多数を占める出生による場合や日本への帰化の場合や、身分行為に付随して外国の国籍を付与される場合などに生じる大多数の複数国籍を防止できない。すなわち、手段が過小包摂である。

さらにいうと、国が主張し福岡高裁判決等が肯定した「複数国籍の弊害」を防止するためには必ずしも複数国籍の発生を防止する必要はなく、日本国籍剥奪も不要である。したがって、日本国籍剥奪という手段は「複数国籍の弊害」を防止するうえで不可欠ではない。

したがって、国籍法11条1項は、憲法11条、13条、22条2項、98条2項及び31条に違反し、違憲無効である。

## (2) 国連のガイドラインによる基準（最低限のものとして）

仮に上記の基準を用いないとしても、国籍の専断的な剥奪とならないための国連ガイドライン（甲70の2）を満たさない場合、国籍法11条1項は違憲となるというべきである。特に子どもの日本国籍の剥奪に関しては、子どもの権利条約8条1項が不法に干渉されることなく国籍を保持する権利を保障しているので、同ガイドラインを用いることに合理的理由はある。

同ガイドラインは、「専断的な国籍剥奪」について国際機関として権威ある解釈を示したものであり、各国の裁判所が、それと異なる解釈・運用をするのであれば、それなりの合理的な説明をしなければならない。

そして、同ガイドラインによれば、国家による国籍剥奪は、①国籍の取り上げが法律で定められたことに適合していること（パラグラフ92、93）、②正当な目的を達成するための最も侵害的でない手段であること（パラグラフ94～96）、

③適正な手続に従うこと（パラグラフ 97～105）、のすべてを満たす必要がある。これらを満たさない国籍剥奪は、「専断的な（恣意的な）国籍剥奪」となる。このガイドラインは、無国籍が生じる場合のみに適用されるのではなく、国籍法 11 条 1 項の適用場面のように、国籍の喪失・剥奪が法律の定めによって自動的に生じる場合はもちろん、国籍の喪失・剥奪の結果として無国籍にならない場合にも適用される（パラグラフ 95）。

国籍法 11 条 1 項をこの基準に照らしてみると、まず国籍変更の自由の保障との関係では、国籍法 11 条 1 項の採用する手段は過大包摂であり、過大包摂にならずに国籍変更の自由を保障できる代替手段を設けることは難しくないから、同立法目的達成のための最も非侵害な手段ではない。

次に複数国籍の発生防止という立法目的との関係では、国籍法 11 条 1 項により防止できる複数国籍は全体のごく一部で“焼石に水一滴”に過ぎず目的達成の見込みが不足しているため、正当な目的と言えるのか疑問がある。そして何より、国籍を剥奪する法律においては、国籍を剥奪されることになった原因は何か、国籍剥奪を正当化できる根拠があるか、立法目的を達成するための最小限の手段が取られているかなどについて、「公正な聴聞」の機会が保障されることが不可欠であるが（甲 70 の 2、パラグラフ 111）、国籍法 11 条 1 項に「公正な聴聞」の機会の保障はない。第三者所有物没収事件最高裁大法廷判決が要請する告知、弁解、防禦の機会もない。子どもに意見表明の機会すら与えない。

したがって、国籍法 11 条 1 項は、憲法 11 条、13 条、22 条 2 項、98 条 2 項及び 31 条に違反し、違憲無効である。

### (3) 「子どもの最善の利益」に照らした審査

#### ア 審査の手法

審査は、一般的意見 14・パラグラフ 46 以下（甲 78）が示す「子どもの最善の利益の評価及び判定」の方法に従って行うのが、丁寧かつ確実である。まず、本件具体的事情の下で関連する要素をリスト化し、それぞれの重みづけを行い（「最善の利益」評価）、選択肢のうちどれが未成年者の「最善の利益」にかなうかを判定する（「最善の利益」判定。甲 78・パラグラフ 47）。

本件では、控訴人について日本国籍の喪失を認めるか、認めないか、という 2 つの選択肢があり、このうち控訴人の利益によりかなう方を選択することが「子ども

の最善の利益」となると考えられる。

#### イ 本件の具体的事実関係の各要素とその評価

本件では下記の事実関係があり、それらが控訴人の最善の利益に関連する要素（甲78・パラグラフ46）である。なお、子どもの権利条約に掲げられた諸権利に反する要素、または条約上の権利に反する効果を有するであろう要素は、何が子ども（たち）にとって最善かを評価するうえで妥当なものを見出すことができない点に注意を要する（甲78・パラグラフ51）。

- ① 英国では、2005年に制定された「英国での生活に関する十分な知識」を証明することを求める法令に従い、英国に帰化する者は「英国での生活」テストに合格しなければならないとされている（甲81の2）。また、18歳以上の者が英国市民権の取得を新たに希望する場合、英語の知識に関するテストに合格する必要がある。同様のテストは18歳未満の者には課されていない。
- ② 控訴人の両親は、当時2歳であった控訴人の英国市民登録手続を行った際、控訴人がすでに英国国籍を付与されているものと認識していた（甲45）。
- ③ 控訴人の両親は、控訴人の英国市民登録手続をすることが控訴人の日本国籍を失わせることになるとは認識していなかった（甲45）。
- ④ 日本国籍の喪失は控訴人の人生に影響を及ぼす事態だが、控訴人の英国市民登録手続にあたって、控訴人の意見や考えは聴聞も考慮もされなかった。
- ⑤ 控訴人は日英の国際カップルに特別養子として迎えられた。控訴人の姉は父母それぞれと共通する国籍を持っている（日英複数国籍）。控訴人は、母姉と共通する日本国籍を持っていたが、英国国籍を取得し日本国籍を喪失したとことにより、母姉と共通の日本国籍を失い、父姉と共通する英国国籍のみを有することになった。控訴人が日本国籍を喪失しなければ国籍を理由とする家族分離の危険は大きく軽減できた。
- ⑥ 控訴人は、誇りに思っていた日本の国籍を奪われ、喪失感に苦しんでいる（甲45）。
- ⑦ 国籍法11条1項は、複数国籍の発生防止という、国の制度または機関の利益を目的とする。

これらの要素について、⑦から順に遡って、重みづけと比較衡量を行う。

まず⑦の立法目的は制度または機関の利益であり、「子どもの最善の利益」に劣

後する（甲77・パラグラフ37。甲78・パラグラフ37、39）。

⑥は、自己のアイデンティティを保全する権利（子どもの権利条約8条1項、憲法31条）に関する事実であり、尊重して考慮される（甲78・パラグラフ55）。

⑤は、将来の危険に関するものとして考慮される（甲78・パラグラフ73）、家族の分離の防止と保全を求める権利（子どもの権利条約8条1項、憲法31条）に関する事実であり、「子どもの最善の利益」の最終目的の一つが子どもの権利条約で定められた諸権利の完全かつ効果的な享受であることから、重く評価される（同・パラグラフ4、51）。

④は、自己に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明し、その意見を真剣に考慮してもらう権利（子どもの権利条約12条1項、憲法31条、31条）及び自己の人生に影響を及ぼす権利（甲77・パラグラフ18、憲法31条）が完全に没却されたことを示す事実であり、極めて重く評価される。

法定代理人による行為はあったが、②及び③の事実が示すとおり、本件で法定代理人は英国市民登録手続が日本の国籍法制度との関係で有する意味を誤解しており、仮に法定代理人が聴聞を受けたとしても、法定代理人が控訴人の意見や考えを正しく伝える前提が欠けていた。被控訴人による控訴人の両親に対する聴聞が事前に行われて、英国市民登録手続が日本の国籍法制度との関係で有する意味が控訴人の両親に正確に伝えられることもなかった。これは、締約国が子どもの最善の利益の実現のために親らを支援および援助するための措置が必要であるにもかかわらずその措置を怠ったことを示す事実である（甲76・パラグラフ13）。①は、控訴人の両親の誤解が、一般通常人としてやむを得なかったことを示す事実であり、控訴人の救済の必要性を強める方向で働く事実である。

以上を総合考慮すると、本件で控訴人の日本国籍を喪失させることは「子どもの最善の利益」の観点からは回避することが求められる。

そこで、「子どもの最善の利益」に則った、可能性のある解決策を特定する必要がある（甲78・パラグラフ33）。

#### ウ 可能性のある解決策：法解釈による「子どもの最善の利益」の実現

##### （ア）国籍法11条1項の「自己の志望により」の限定解釈

国籍法11条1項は、「日本国民は、自己の志望によつて外国の国籍を取得したときは、日本の国籍を失う。」と定めている（下線は原告代理人による）。

本件で客観的に存在するのは、控訴人の母は、乳幼児であった原告が英国市民権を特別養子縁組を介して付与されていたと認識し、控訴人の英国市民権を登録する手続を行ったが、その手続が被控訴人により英国国籍の志望取得の手続であると判断され、控訴人は日本国籍を喪失したと扱われている、という事実である。

そして被控訴人の主張を前提にすると、控訴人は、「両親の志望」によって英国国籍を「取得させられた」のであるから、自己の志望による外国国籍の取得ではないとして、国籍法11条1項は適用されない、と解釈するのが自然である。

また、一般に「志望」という語は、「こうなりたい、こうしたいと望むこと。」(スーパー大辞林)であり、現在の状態とは異なる状態への変化を希望する場合に使われる。単に現在の状態を確認する考えでなされる行為には、変化すべき方向がなく、「志望」という語は用いられない。

本件において控訴人の母は、控訴人がすでに持っている英国国籍を確認する意思で英国市民権の登録手続を行ったのであり、「志望」して新たに英国国籍を取得させる意思はなかったのであるから、「志望により外国の国籍を取得」という場面ではなかったとする解釈が可能である。

本書面第1・4(4)アでみたとおり、「子どもの最善の利益」が導く基本的な法的解釈原理は、「ある法律上の規定に複数の解釈の余地がある場合、子どもの最善の利益に最も効果的にかなう解釈が選択されるべきである。」というものである(甲78・パラグラフ6)。

これを本件で実践するなら、本件で子どもの最善の利益に最も効果的にかなう解釈は、国籍法11条1項の「自己」をあくまで本人自身に限定し、あるいは、「志望」は現状の変更を積極的に望む意思があった場合に限定して、解釈することである。

本件ではこのいずれかの限定解釈を用いることにより、控訴人は日本国籍を保持しているとの結論を導くべきである。

#### (イ) 国籍法18条の「国籍の取得」の限定解釈

上記(ア)の限定解釈を用いないのであれば、国籍法18条の限定解釈により「子どもの最善の利益」を実現すべきである。

国籍法18条は、法定代理人がする届出について、「第三条第一項若しくは前条第一項の規定による国籍取得の届出、帰化の許可の申請、選択の宣言又は国籍

離脱の届出は、国籍の取得、選択又は離脱をしようとする者が十五歳未満であるときは、法定代理人が代わつてする。」と定めている（下線は控訴人代理人による）。

これを素直に読めば、「国籍の取得、選択又は離脱」が日本の国籍法に基づいて届出がなされるものであることは明らかであり、「日本国籍の取得、選択又は離脱」を意味すると解するのが自然である。原判決や被控訴人のように「外国国籍の取得」についても含めて解釈することは、文理解釈としていささか強引であり、外国の国籍の取得について日本法で云々する点で主権尊重の原則に反する。そして何より、「子どもの最善の利益」に反する。

上述のとおり、「子どもの最善の利益」が導く基本的な法的解釈原理は、「ある法律上の規定に複数の解釈の余地がある場合、子どもの最善の利益に最も効果的にかなう解釈が選択されるべきである。」というものである（甲78・パラグラフ6）。本件で子どもの最善の利益に最も効果的にかなう解釈は、国籍法18条の挙げる「国籍の取得、選択又は離脱」を「日本国籍の取得、選択又は離脱」と限定的に解釈することである。

本件ではこの限定解釈を用いることにより、控訴人は日本国籍を保持しているとの結論を導くべきである。

#### (4) 結論

以上のとおり、国籍法11条1項は、憲法11条、13条、22条2項、98条2項及び31条に違反し、違憲無効である。したがって、控訴人は日本国籍を保持している。

仮に国籍法11条1項が違憲無効とまではいえないとしても、「子どもの最善の利益」を実現するために、国籍法11条1項の「自己」をあくまで本人自身に限定し、あるいは、「志望」は現状の変更を積極的に望む意思があった場合に限定して解釈することにより、または国籍法18条の挙げる「国籍の取得、選択又は離脱」を「日本国籍の取得、選択又は離脱」と限定的に解釈することにより、控訴人は日本国籍を喪失していないというべきである。

以上